

北海道告示第10749号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年5月12日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その12)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|---------------|--|------|--|--|--|------------------|----|
| 1 北海道農業次世代人材投資事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間の生活安定及び就農直後の経営確立に資するため、予算の範囲内で補助する。 | | | | | | | | |
| (1) 準備型資金事業(就農準備支援事業及び就農準備資金含む) | 公益財団法人北海道農業公社 | 公益財団法人北海道農業公社が準備型資金事業を行う場合における資金を交付対象者に交付するために要する経費 | 定額 | 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第162号様式 その1 | 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その1 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課 | | |
| (2) 経営開始型資金事業(経営開始資金含む) | 市町村 | 市町村が経営開始型資金事業を行う場合における資金を交付対象者に交付するために要する経費 | 定額 | 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2 | 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長 | 総合振興局長 又は振興局長 | |
| (3) 準備型資金推進事業(就農準備支援事業及び就農準備資金含む) | 公益財団法人北海道農業公社 | 公益財団法人北海道農業公社が準備型資金推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 報償費 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 委託料 | 定額 | 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第162号様式 その1 | 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その1 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課 | | |

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|--|---|--|--|--|---------------------------|--|
| <p>(4) 経営開始型資金推進事業（経営開始資金含む）</p> | <p>市町村</p> | <p>市町村が経営開始型資金推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 報償費 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 委託料</p> | <p>定額</p> | <p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p> | <p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>(5) 経営発展支援金事業</p> | <p>市町村</p> | <p>市町村が経営発展支援金事業を行う場合における支援金を交付対象者に交付するために要する経費</p> | <p>定額</p> | <p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p> | <p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>2 北海道経営発展支援事業</p> <p>農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者が実施する機械・施設や家畜導入等を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村</p> | <p>市町村が北海道経営発展支援事業を行う場合又は市町村が北海道経営発展支援事業を行う新規就農者に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)経営発展支援事業 ア 機械・施設等の取得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2)初期投資促進事業 ア 機械・施設等の取得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(3)推進事業 ア 助成金の交付事業の実施に関する事務 イ 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動</p> | <p>(1)定額 （ただし、補助対象事業費の4分の3以内とし、補助対象事業費の上限額は500万円とする。） (2)定額</p> | <p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>3 北海道サポート体制構築事業</p> <p>地域における社会人向けの農業研修の実施、就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備に資するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村 協議会等 民間団体</p> | <p>1 就農相談体制の整備 就農相談員の取組に必要な経費 2 先輩農業者等による技術面等のサポート (1) 就農支援員による指導謝金 (2) 新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催経費 3 研修農場の整備 研修農場の新設及び研修内容の強化に必要な以下の農業用施設等の取得又は改良に必要な経費 (1) 農業用施設 (2) 農業用機械（アタッチメント含む。）・設備 4 社会人向けの農業研修の実施 社会人向けの農業研修の実施に必要な経費</p> | <p>1 / 2 以内</p> | <p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p> | <p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |